

家族心理学研究 投稿規程

制 定：1986年6月8日

最新改定：2020年12月26日

1. 本誌は、一般社団法人日本家族心理学会の機関誌で、1年1巻とし、2号に分けて発行する。
2. 本誌には、招待論文、原著論文、資料、展望論文、討論、書評、広報の欄を設ける。
3. 本誌に投稿される論文は、研究者が遵守すべき社会通念としての研究者倫理に抵触していないものでなければならない。審査過程で投稿論文が研究者倫理に抵触する疑義が提出された場合は、倫理問題検討のための手続きがとられる。
4. 本誌に掲載される論文は、本学会会員が執筆した家族心理学に関する論文とする。執筆者が複数の場合は、筆頭著者が本学会会員であることを要し、本学会会員以外の共著者がいる場合には、理事会において許可を得たうえで、所定の審査料を収める。また、本学会会員は当該年度の年会費を納入していることを要する。
5. 招待論文は、編集委員会が寄稿を依頼する論文の発表にあてる。
6. 原著論文は、家族心理学に関する独創的で、実証的なりサーチ論文、および、家族心理学の臨床に関する独創的で、理論的あるいは実践的な研究論文の発表にあてる。
7. 資料は、家族心理学に関する事例、調査、実験、理論等の新たな知見に関する報告に充てる。
8. 展望論文は、重要なテーマについて内外諸理論を広く検討し、概観する論文の発表にあてる。
9. 討論は、本誌に掲載した論文に関する意見を掲載する(原則として次号に掲載する)。意見は投稿による。また意見に対して反論等のある場合には、さらに意見を掲載できるものとし、誌上討論を行うようにする。必要に応じて、編集委員会が、討論欄への投稿を会員に求めることができる。
10. 投稿論文は、編集委員会が常任編集委員、編集委員、査読委員、会員の協力を得て審査し、掲載の可否を決める。
11. 投稿から、「掲載可」、「著者訂正後再査読を要する」または「掲載不可」の結果が通知されるまでの期間を投稿期間とし、この期間に同一論文または実質上同一論文が他の雑誌に投稿される場合には二重投稿と判断する。二重投稿が確定した時には、家族心理学研究に掲載された論文の場合には論文削除の手続きがとられ、審査中の論文の場合には審査を即時に中止する。事実関係の調査の後、家族心理学研究の広報欄で著者名を含めて事実関係を公表すると同時に、重ねて投稿された、またされている他雑誌の発行機関に事実関係を報告する。
12. 審査の対象となる投稿論文は未公開のものに限る。
 - (ア) 学術および一般雑誌、大学や研究機関などの紀要、学術図書および一般図書に掲載された論文は公開された論文となり、同一論文または同等の論文を家族心理学研究に投稿できない。
 - (イ) 既公開、印刷中あるいは審査中の論文と同一のデータに基づくものであっても、データの追加や再分析を行い、かつ新たに本文・図表を執筆、作成し、実質的に元となる論文を発展させるものは公開されたものとは別の論文と判断され、審査の対象になる。

- 1 3. 再審査の回数は原則2度までとし、審査結果の区分は「このままで掲載可」「著者訂正後掲載可」「著者訂正後再査読を要する」「資料として掲載可」「掲載不可」とする。
 - (ア) 「掲載可」とは、そのままあるいは最小限の修正を加えることで、本誌の掲載基準を満たすと判断されたことを意味する。「掲載可」となった場合、執筆者は査読結果用紙に掲載された意見の許容内で論文の修正を行うことができる。「著者訂正後再査読を要する」および「資料として再査読を要する」とは、大幅に訂正・加筆が要求され、著者に原稿が返送され、期限付き（原則6か月以内）で改稿が求められる。改稿が6か月を超えて遅れる場合には、別の論文として、新しく受稿手続きから審査に至る。「掲載不可」とは、本誌の趣旨に合わないものや掲載基準を満たさないと判断されたことを意味する。
 - (イ) 審査基準は、学会への新たな貢献ということであり、その際の個別的な基準には、理論、発想、方法、データなど様々な面があることに編集委員会は十分留意して編集していく。
 - (ウ) 審査は、編集委員会以外においては著者名を伏せて行う。
- 1 4. 審査の結果、修正が必要とされた論文について、その旨を通知した日から起算して半年を超えて再投稿がなされない場合には、著者による申し出がない限り投稿を取り下げたものとする。
- 1 5. 原著論文は原則として、問題（目的）、方法、結果、考察（結論）、文献の順に構成されることが望ましい。
- 1 6. 投稿原稿は、和文または英文とする。和文の場合、論文は、A4用紙に1ページ22字×38行で横書きに設定し、23ページ以内とする。討論および書評は、A4用紙に1ページ22字×38行で横書きに設定し、2ページあるいは4ページとする。英文の場合、1ページ約600単語とし、15ページ以内とする。熟達した人の英文であるか、その校閲を経ている英文に限る。さらに、日本語訳による要約を付けること。その他については、投稿規定、および投稿論文執筆要項に準用する。
- 1 7. 投稿する際には、本誌巻末に掲載の投稿論文執筆要項により執筆するものとする。
- 1 8. 校正は、初校を著者、再校以降は編集部で行う。
- 1 9. 投稿に当たっては、学会ホームページから「投稿論文チェックリスト」を入手し、必要事項を記入の上、原稿とともに提出する。
- 2 0. 別刷りは、その費用を全額本人負担とする。
- 2 1. 掲載された論文の著作権は、家族心理学研究著作権規程による。
- 2 2. 原稿は、学会ホームページの論文投稿フォームに提出することとする。
- 2 3. この規程の改廃は、理事会での承認を得るものとする。

附 則

1. 本規程は、1986年6月8日より施行する。
2. 本規程は、1988年9月1日に一部改定し、同日より施行する。
3. 本規程は、1992年6月28日に一部改定し、同日より施行する。
4. 本規程は、1997年6月1日に一部改定し、同日より施行する。
5. 本規程は、1999年5月22日に一部改定し、同日より施行する。
6. 本規程は、2001年11月1日に一部改定し、同日より施行する。
7. 本規程は、2003年4月1日に一部改定し、同日より施行する。
8. 本規程は、2004年4月1日に一部改定し、同日より施行する。
9. 本規程は、2010年8月21日に一部改定し、同日より施行する。
10. 本規約は、2013年8月30日に一部改定し、同日より施行する。
11. 本規程は、2017年9月1日に一部改定し、同日より施行する。
12. 本規定は、2018年4月29日に一部改定し、同日より施行する。
13. 本規定は、2019年9月21日に一部改定し、同日より施行する。
14. 本規定は、2020年9月19日に一部改定し、同日より施行する。
15. 本規定は、2020年12月26日に一部改訂し、同日より施行する。